

## 事後評価調書

I 事業概要						
事業名	交通安全施設等整備事業（歩道設置）					
地区名	一般県道 神屋味美線					
事業箇所	春日井市妙慶町					
事業のあらまし	当該道路は、春日井市中央部に位置しており、他路線を経由しながら名古屋市北部へ接続しているため、自動車交通が多い。また、付近に小・中学校が立地し、通学路にもなっていることから歩行者も多い。しかしながら歩道が狭く、マウントアップによる波打ち歩道により歩行に支障をきたしている。そこで現道内での歩道拡幅、段差解消等を行うことで歩行者の安全を図るものである。					
事業目標	<b>【達成（主要）目標】</b> 交通量の多い道路に安全な歩行空間を整備し、歩行者の安全性と快適性の向上を図る （交通死傷事故の削減） <b>【副次目標】</b> —					
事業費	事業費	内訳				
	0.84億円	■工事費 0.79億円 □用補費 0.00億円、■その他 0.05億円				
事業期間	採択年度	平成20年度	着工年度	平成20年度	完成年度	平成22年度
事業内容	歩道設置工事 延長 L=600m W=3.5（歩道部）					
II 評価						
①事業目標の達成状況	1) 主要目標の達成状況	<b>【達成状況】</b> 歩道を拡幅し、段差の解消を実施したことにより、安全な歩行空間が整備され、歩行者の安全性と快適性が向上した。 <b>【達成状況に対する評価】</b> ①工事実施前（H15～H19）と事業実施後（H23～H25）の交通事故の発生状況を比較すると、「年平均死傷事故件数」は、3.6件から2.3件へと減少した。このことから、交通死傷事故の削減について当初の目的を達成していると考えられる。 ②歩道が拡幅され、歩道の段差解消が図られており、歩行者の通行の安全性・快適性が向上している。				
	2) 副次目標の達成状況	<b>【達成状況】</b> — <b>【達成状況に対する評価】</b> —				
III 対応方針						
今後の事後評価の必要性	初期の事業目標を達成し、事故件数が削減しており、安心・安全な歩道が整備されている。このことから今後の事後評価の必要はない。					
改善措置の必要性	上記のとおり、初期の事業目標を達成しているため、改善措置の必要はない。					
同種事業に反映すべき事項	標準的な事業計画、工法で施工されているため、同種事業に反映すべき事項は特にない。					